

平成 28 年 10 月 19 日
商 工 中 金

危機対応業務における中小企業等の皆さまへの資金繰り支援 ～平成 28 年度 第 2 次補正予算成立に伴う拡充について～

商工中金は、平成 26 年 2 月に「デフレ脱却等特別相談窓口」を全営業店に設置し、デフレ等の影響を受けて資金繰りに支障をきたしている中小企業等の皆さまからのお借入のご相談に「経営環境変化対応資金」で対応しています。

このたび、平成 28 年度第 2 次補正予算が成立したことを受け、新たに、雇用の維持・拡大に取り組む中小企業等の皆さまを支援する「雇用維持型利子補給制度」(※)が創設されます。

商工中金は、本制度を活用して、皆さまからのお借入のお申込み等に対して、危機対応業務の指定金融機関として懇切・丁寧かつ個別の実情に応じた迅速な対応を行ってまいります。

(※)「雇用維持型利子補給制度」の概要

対象者	対象資金	利子補給率
◇「デフレ脱却等特別相談窓口」で経営環境変化対応資金を利用する者であって、雇用の維持又拡大に取り組む方	運転資金	0.2%

<経営環境変化対応資金の概要> (拡充箇所は下線部分)

融資対象者	社会的・経済的環境の変化等外的要因により、一時的に売上減少等業況悪化をきたしているが、中長期的にはその業況が回復し、かつ発展することが見込まれる方
資金用途	設備資金、運転資金
融資限度額	7 億 2,000 万円
融資期間 (据置期間)	設備資金 15 年以内 (3 年以内) 運転資金 8 年以内 (3 年以内)
貸出金利	当金庫所定の利率
利子補給率 (運転資金のみ)	『デフレ脱却等特別相談窓口』で経営環境変化対応資金を利用する者であって以下に該当する方 ①以下の 2 つのいずれの要件も満たす場合：0.2% i) 商工中金又は経営革新等支援機関の経営指導を受けて「経営改善計画書」を策定される方 ii) 債務負担が重いなど、経営改善の必要が認められる方 ②雇用の維持又は拡大に取り組む場合：0.2% ③上記①及び②のいずれの要件にも該当する場合：0.4%